

証券コード 9846
2025年5月2日

株 主 各 位

岡山市北区岡町13番16号

株式会社天満屋ストア
取締役社長 野 口 重 明

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tenmaya-store.co.jp/company/ir/>



上記ウェブサイトへアクセスして、「定時株主総会」を選択のうえ、ご覧ください。
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名(天満屋ストア)または証券コード(9846)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

インターネットまたは書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、3頁から5頁のご案内に従って2025年5月22日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月23日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時15分)
2. 場 所 岡山市北区岡町13番16号

天満屋ストア 本部

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第56期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

本招集ご通知に関する事項

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

株主総会の運営について

- ◎今後、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
<https://www.tenmaya-store.co.jp/company/ir/>

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

2025年5月23日(金曜日)午前10時

当日、お差し支えの場合には、インターネットまたは書面により議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

インターネットまたは書面による議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使



4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限

2025年5月22日(木曜日)午後6時まで

書面による議決権行使



書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきまして、行使期限までに到着するよう、折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年5月22日(木曜日)午後6時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

行使期限 2025年5月22日(木曜日)午後6時まで

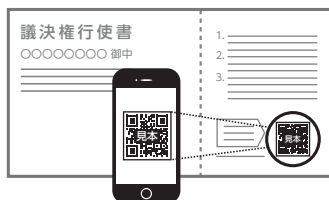
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

(1) パソコンをご利用の方

The screenshot shows a web browser window with the title '*** ログイン ***'. Below the title, there are two bullet points: '●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。' and '●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。' (with a note about email delivery). Below this is a text input field labeled '議決権行使コード:' with a placeholder 'XXXXXX'. At the bottom are two buttons: 'ログイン' and '閉じる'.

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※「スマート行使」による議決権行使は一回限りです。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご入力される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について

- (1) インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120(652)031

受付時間 午前9時から午後9時まで

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

イ. 証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社へお問い合わせください。

ロ. 証券会社に口座のない株主さま(特別口座をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120(782)031

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第56期の剰余金の処分につきましては、安定した配当を継続して実施することを基本としながら、経営体質の強化と今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき7円(中間配当金を含めた年間配当金は1株につき14円)といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、80,849,650円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日(支払開始日)

2025年5月26日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員(8名)が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位	候補者属性	取締役会 出席状況
1	木 住 勝 美 き ずみ かつ み	代表取締役会長	再任	15回/16回
2	野 口 重 明 の ぐち しげ あき	代表取締役社長	再任	15回/16回
3	森 眞 吾 もり しん ご	常務取締役執行役員	再任	15回/16回
4	國 府 慎一郎 こ くにやま しんいちろう	取締役執行役員	再任	16回/16回
5	武 本 俊 夫 たけ もと とし お	取締役	再任 社外 独立	16回/16回
6	山 本 愛 子 やま もと あい こ	取締役	再任 社外 独立	16回/16回
7	石 原 久美子 いし はら くみ こ	取締役	再任 社外	15回/16回
8	柴 田 太 しば た ふとし	—	新任 社外	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	き ずみ かつ み 木 住 勝 美 (1947年7月26日生)	1971年4月 株式会社天満屋入社 2003年5月 同社取締役 2005年5月 当社監査役 2008年5月 株式会社天満屋常務取締役 2010年5月 当社取締役 2012年5月 株式会社天満屋専務取締役 管理本部長 2017年5月 同社代表取締役専務 2017年12月 同社代表取締役会長 2018年1月 当社代表取締役会長(現任) 2022年4月 株式会社天満屋取締役相談役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社天満屋取締役相談役	1,000株
[候補者としての理由] 同氏は、小売業界や会社経営全般に精通するとともに、高度な経営判断の観点や迅速かつ的確な判断能力を有しており、当社の取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。			
2	の ぐち しげ あき 野 口 重 明 (1960年3月12日生)	1982年4月 当社入社 2001年2月 株式会社でりか葉(現株式会社でりか エッセン)代表取締役社長 2014年2月 当社社長執行役員 2014年5月 当社代表取締役社長 2017年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2018年5月 当社代表取締役社長(現任) 2021年5月 株式会社天満屋取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社天満屋取締役	3,000株
[候補者としての理由] 同氏は、当社代表取締役社長として当社および子会社からなる企業集団の経営全般に精通するとともに、迅速かつ的確な判断能力を有しており、当社の取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	もり しん ご 森 眞 吾 (1965年6月8日生)	1988年4月 当社入社 2014年1月 当社店舗運営部長兼営業企画部門長 2014年9月 当社原尾島店長 2015年2月 当社店舗運営部SM事業部長 2016年2月 当社店舗運営部長 2019年11月 当社人事総務部付部長 2020年1月 当社人事部長 2021年6月 当社執行役員人事部長 2022年2月 当社執行役員岡南店長 2023年2月 当社執行役員商品第一部長 兼生鮮食品部門長兼物流担当部長 2023年5月 当社取締役執行役員商品第一部長 兼生鮮食品部門長兼物流担当部長 2025年2月 当社常務取締役執行役員営業本部長 兼商品第二部長兼物流担当部長(現任)	1,000株
[候補者としての理由] 同氏は、店長としての豊富な現場経験に基づく店舗経営のみならず人事に関する業務にも精通するとともに、適格・機敏な業務執行能力を有しており、当社の取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。			
4	こ う しん いちろう 國 府 慎一郎 (1966年9月6日生)	1989年4月 当社入社 2016年5月 株式会社天満屋監査役 2019年2月 当社人事総務担当部長兼総務部門長 2020年1月 当社総務部長兼総務部門長 2021年6月 当社執行役員総務部長兼総務部門長 2022年3月 当社執行役員管理本部長 兼総務部長兼総務部門長 兼財務企画部経営企画部門長 2022年5月 当社取締役執行役員管理本部長 兼総務部長兼総務部門長 兼財務企画部経営企画部門長 2023年2月 当社取締役執行役員管理本部長 兼総務部長 2023年9月 当社取締役執行役員管理本部長 兼人事総務部長(現任)	1,000株
[候補者としての理由] 同氏は、人事および総務をはじめとする管理本部の業務全般に精通するとともに、的確・機敏な業務執行能力を有しており、当社の取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	たけ もと とし お 武 本 俊 夫 (1947年8月30日生)	1966年4月 広島国税局採用 2006年7月 瀬戸税務署長 2007年8月 税理士登録 開業 2010年5月 当社監査役 2015年5月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 税理士	0株
	[候補者とした理由および期待される役割] 同氏は、税理士としての専門的な知見と企業税務についての豊富な経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して助言いただける社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。		
6	やま もと あい こ 山 本 愛 子 (1978年6月11日生)	2010年12月 弁護士登録 2011年1月 弁護士法人太陽綜合法律事務所入所 2012年3月 社会福祉法人敬業会理事(現任) 2015年4月 岡山大学大学院法務研究科 非常勤講師 2022年4月 一般社団法人岡山経済同友会 常任幹事(現任) 2022年5月 当社取締役(現任) 2024年1月 弁護士法人太陽綜合法律事務所 代表弁護士(現任) 2024年4月 岡山弁護士会副会長 [重要な兼職の状況] 弁護士法人太陽綜合法律事務所 代表弁護士	0株
	[候補者とした理由および期待される役割] 同氏は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して助言いただける社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	いし はら く み こ 石 原 久美子 (1979年9月20日生)	2002年4月 株式会社天満屋入社 2019年3月 同社コーポレート部門法務チーム部長 2021年3月 同社コーポレート部門法務チーム部長 兼コンプライアンス室室長 2023年3月 同社経営企画室部長 2023年5月 当社取締役(現任) 2024年3月 株式会社天満屋経営企画室 百貨店事業担当兼重点施策推進 200周年企画担当部長 2025年3月 同社経営企画室百貨店事業担当 兼創業200周年事業担当部長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社天満屋経営企画室百貨店事業担当 兼創業200周年事業担当部長	0株
[候補者とした理由および期待される役割] 同氏は、管理部門における豊富な業務経験と企業法務についての幅広い知識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して指導いただける社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。			
8	※ しば た ふとし 柴 田 太 (1968年3月19日生)	1990年3月 株式会社イトーヨーカ堂入社 2015年5月 同社中京事業部長 2015年6月 同社子供衣料部シニアマーチャンダイザー 2018年1月 同社埼玉ゾーンゾーンマネジャー 2018年10月 同社経営改革プロジェクトメンバー 2019年3月 同社営業本部総括マネジャー 2019年4月 同社執行役員営業企画室長 2021年5月 同社執行役員お届け事業部長 2023年9月 株式会社イトーヨーカドーネットスーパー 取締役オペレーション本部長 2025年3月 株式会社イトーヨーカ堂 関西中京事業部総括マネジャー (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社イトーヨーカ堂 関西中京事業部総括マネジャー	0株
[候補者とした理由および期待される役割] 同氏は、小売業界に対する幅広い知識を有しており、その豊富な経験から当社の経営全般に対して助言いただける社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者武本俊夫、山本愛子、石原久美子、柴田太の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者武本俊夫氏は、現に当社の取締役であり、取締役に就任してからの年数は、本総会終結のときをもって10年であります。なお、同氏は2015年5月までの5年間、当社の監査役でありました。
4. 取締役候補者山本愛子氏は、現に当社の取締役であり、取締役に就任してからの年数は、本総会終結のときをもって3年であります。
5. 取締役候補者石原久美子氏は、現に当社の取締役であり、取締役に就任してからの年数は、本総会終結のときをもって2年であります。
6. 当社は、取締役候補者武本俊夫、山本愛子、石原久美子の3氏との間で定款第21条第2項に基づく損害賠償責任に関する契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者柴田太氏の選任が承認された場合、当社は同氏と同様の契約を新たに締結する予定であります。なお、それぞれの賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は、1年間であり、当該期間が満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
8. 当社は、取締役候補者武本俊夫、山本愛子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. ※印は新任の取締役候補者であります。

以 上

【ご参考】本株主総会後の取締役および監査役のスキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役および監査役の役職、スキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏 名	役職	性別	会社 経営	業界 知見	マーケ ティング	財務 会計 税務	法務リスク マネジメント	D X I T	人事 労務	サステナ ビリティ
木 住 勝 美	代表 取締役 会長	男性	○	○		○				○
野 口 重 明	代表 取締役 社長	男性	○	○	○					○
森 眞 吾	常務 取締役 執行役員	男性		○	○				○	○
國府 慎一郎	取締役 執行役員	男性		○		○	○	○	○	○
武 本 俊 夫	独立 社外 取締役	男性				○				
山 本 愛 子	独立 社外 取締役	女性					○		○	
石原 久美子	社外 取締役	女性		○			○		○	
柴 田 太	社外 取締役	男性		○	○					○
大 内 晃 治	常勤 監査役	男性		○	○		○	○	○	○
井手 敬一郎	社外 監査役	男性		○	○			○		
柳 井 孝 之	社外 監査役	男性		○		○	○		○	

(注) 上記一覧表は、取締役および監査役の有するすべての知見を表するものではありません。

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により緩やかな回復の動きが見られましたものの、エネルギー価格や原材料価格の高騰に加え、円安の長期化による物価高や地政学上リスクなどにより先行き不透明な状況が続きました。小売業界におきましても相次ぐ値上げによる消費者の節約志向や堅実志向が強まるほか、各種コストの増加や人手不足など厳しい経営環境が続きました。

こうしたなか当社グループにおきましては、販売力強化と生産性向上に取り組むとともに、危機管理やコンプライアンスの徹底によるコーポレート・ガバナンスの強化にも努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は586億80百万円(前年度比0.2%増)、経常利益は24億6百万円(同0.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は15億78百万円(同32.3%増)となりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

(小売事業)

小売事業につきましては、生活防衛意識の高まりへの対応として低価格戦略を強化し、E D L Pの「超得」の売価設定の見直しや「セブンプレミアム」の拡充および拡販、時間帯別の品揃えの充実に注力しました。また、創業55周年企画として特別商品の販売や子育て世代のお客様の生活支援のための新たな販促策「子育て応援の日」を導入するなど、新規顧客の獲得に取り組んでまいりました。また、A Iを活用したレジシフト自動作成システム(人時の適正化)導入店舗の拡大や自動発注の精度向上により生産性向上に努めるとともに、フルセルフレジの導入店舗の拡大によりお客様の利便性向上にも取り組んでまいりました。加えて、9月に円山店(岡山市中区)、11月に落合店(岡山県真庭市)、2月にアルネ津山店(岡山県津山市)を改装し、既存店の活性化にも取り組みました。また、食品廃棄物の提供による食品リサイクル活動をはじめ環境に配慮した取り組みや地元大学の食品ロス削減に向けたキャンペーンに参加するなど地域との協働にも努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の小売事業の売上高は478億25百万円(前年度比0.5%減)となりました。

(小売周辺事業)

小売周辺事業につきましては、惣菜等調理食品の製造販売および飲食事業が主なものであり、急激な原材料価格高騰により厳しい経営環境が続くなか、品質管理と衛生管理に努めるとともに、商品開発の強化に取り組んでまいりました。4月には事業再編として、株式会社三好野本店の高速道路サービスエリア運営事業

を株式会社でりかエッセンが承継いたしました。また、同月に児島店(岡山県倉敷市)において株式会社でりかエッセンが運営するレストランを新たに「三好野レストラン児島店」および「三好野珈琲児島店」として改装オープンするとともに既存店舗に「できたておむすび米米(べいべい)」を導入するなどグループシナジーの創出に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の小売周辺事業の売上高は75億82百万円(前年度比4.5%増)となりました。

事業セグメントの売上高

(単位：百万円)

事業セグメントの 名 称		2023年度		2024年度 (当連結会計年度)		前年度比 増減額 (△は減)	前年度比 増減率 (△は減)
		金 額	構成比	金 額	構成比		
小 売 事 業	食 料 品	44,306	80.1%	44,446	80.2%	140	0.3%
	生 活 用 品	999	1.8	918	1.7	△80	△8.1
	衣 料 品	2,671	4.8	2,371	4.3	△300	△11.2
	そ の 他	88	0.2	88	0.1	0	0.6
	小 計	48,065	86.9	47,825	86.3	△239	△0.5
小売周辺事業		7,255	13.1	7,582	13.7	326	4.5
合 計		55,320	100.0	55,407	100.0	86	0.2

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は10億54百万円であり、その主なものは、当社における既存店舗の改装や設備の維持更新に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金は、自己資金および銀行借入金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、所得環境の改善を背景に景気は回復基調で推移すると考えられるものの、エネルギー・原材料価格の高騰や物価上昇の継続が懸念されるほか、米国の通商政策や地政学上リスクもあり、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、引き続き販売力強化と生産性向上に取り組むとともに危機管理やコンプライアンスの徹底によるコーポレート・ガバナンスの強化および持続可能社会の実現にも注力してまいります。

小売事業につきましては、生鮮食品を中心に主力商品のブラッシュアップと地

産地消などの特色ある品揃えにより商品力強化を行い、「超得」によるE D L P (低価格戦略)の強化や「セブンプレミアム」の高付加価値商品の拡販をはじめ営業力の強化に取り組んでまいります。また、フルセルフレジやA Iを活用したレジシフト自動作成システム導入店舗を拡大するとともに、配送トラックの積載効率の向上など物流問題への対策を行い、業務の効率化とコスト削減に努めてまいります。さらに地元の自治体や学校法人との包括協定により地域・社会貢献に意欲的に取り組んでまいります。また、2025年4月に株式会社ヒナセショッピングセンターを子会社化して商圈を拡大するほか、引き続き業務提携先とのシナジー効果も追求してまいります。

小売周辺事業につきましては、品質管理と衛生管理を一層強化するとともに、多様なニーズに対応し、商品開発力の強化、生産性の向上やQ S C (商品の品質、サービス、清潔さ)の強化に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	67,127	57,735	58,567	58,680
売 上 高 (百万円)	64,039	54,579	55,320	55,407
経 常 利 益 (百万円)	2,456	2,099	2,386	2,406
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,055	1,067	1,193	1,578
1株当たり当期純利益 (円)	91.76	92.77	103.76	137.50
総 資 産 (百万円)	43,255	43,772	42,752	42,050
純 資 産 (百万円)	22,658	23,711	24,849	26,338
1株当たり純資産 (円)	1,967.95	2,057.16	2,160.79	2,290.30

- (注) 1. 営業収益は、売上高と営業収入の合計を表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
3. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、取締役に対する株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を、控除する自己株式に含めて算出しております。
4. 記載金額(1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を除く。)は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	事 業 内 容	資 本 金	出 資 比 率
株式会社でりかエッセン	飲 食 事 業 高速道路サービスエリア運営事業	10百万円	100.00%
株 式 会 社 で り か 菜	惣菜等調理食品の 製 造 販 売 業	10	97.00
株式会社三好野本店	駅弁および惣菜等の 製 造 販 売 業	100	100.00

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含む4社であります。
2. 当社は、2025年4月1日付で株式会社ヒナセショッピングセンターを完全子会社化いたしました。

(7) 主要な事業内容

① 小 売 事 業

食料品、雑貨、衣料品の小売業およびこれに付帯する店舗賃貸業等

② 小売周辺事業

惣菜等調理食品の製造販売業および飲食事業等

(8) 主要な営業所

当 社	本 部	岡山市北区岡町13番16号	
	生鮮センター	岡山市南区築港元町13番21号	
	店 舗	岡 山 県 (43店舗)	岡南店、原尾島店、岡北店、児島店、 リブ総社店、玉野店、鴨方店、高梁店、 岡輝店、円山店、泉田店、 卸センター店、大安寺店、岡山駅前店、 国府市場店、金川店、下中野店、 京山店、足守店、津島店、昭和町店、 倉敷中島店、玉島店、真備店、 アリオ倉敷店、倉敷笹沖店、老松店、 くらしき食彩館、アルネ津山店、 高野店、小田中店、東一宮店、 総社溝口店、笠岡美の浜店、落合店、 山陽店、赤坂店、井原店、和気店、 鏡野店、笠岡吉田店、吉井店、弓削店
		広 島 県 (2店舗)	ポートプラザ店、府中天満屋
		鳥 取 県 (1店舗)	郡家店
株式会社でりかエッセン		岡山市南区築港元町13番21号	
株式会社でりか菜		岡山県倉敷市中庄2239番地10	
株式会社三好野本店		岡山市中区桑野131番地 6	

(9) 従業員の状況

事業セグメントの名称	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
小 売 事 業	397名(1,045名)	20名減 (13名減)
小 売 周 辺 事 業	96 (549)	1名減 (6名減)
合 計	493 (1,594)	21名減 (19名減)

(注) 従業員数の(外書)は、嘱託とパートタイマーの年間平均雇用人員(8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先

主 要 な 借 入 先 名	借 入 金 残 高
株 式 会 社 中 国 銀 行	948百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	468
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	414
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	360
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	355

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,550,000株 |
| (3) 株 主 数 | 6,738名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丸 田 産 業 株 式 会 社	2,766千株	23.95%
株式会社イトーヨーカ堂	2,310	20.00
株 式 会 社 天 満 屋	1,474	12.77
天 満 屋 ス ト ア 共 栄 会	940	8.14
株 式 会 社 中 国 銀 行	376	3.26
天 満 屋 ス ト ア 共 和 会	340	2.94
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	335	2.91
三 菱 食 品 株 式 会 社	175	1.52
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	149	1.30
株式会社三井住友銀行	140	1.22

(注) 記載株数は千株未満を切り捨てて表示しており、持株比率は発行済株式の総数から自己株式(50株)を控除して算出しております。なお、自己株式には、取締役に対する株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
※取締役会長	木 住 勝 美	株式会社天満屋取締役相談役
※取締役社長	野 口 重 明	株式会社天満屋取締役
常務取締役	森 眞 吾	執行役員営業本部長 兼商品第二部長兼物流担当部長
取 締 役	國 府 慎一郎	執行役員管理本部長兼人事総務部長
取 締 役	小 坂 章 壽	
取 締 役	武 本 俊 夫	税理士
取 締 役	中 村 哲 士	株式会社イトーヨーカ堂フード＆ド ラッグ事業部総括マネジャー
取 締 役	山 本 愛 子	弁護士法人太陽綜合法律事務所 代表弁護士
取 締 役	石 原 久美子	株式会社天満屋経営企画室百貨店事業担当 兼重点施策推進200周年企画担当部長
常勤監査役	大 内 晃 治	
監 査 役	井 手 敬一朗	株式会社天満屋取締役百貨店事業本部 副本部長兼コーポレート部門長 兼重点施策推進DX推進担当
監 査 役	柳 井 孝 之	株式会社天満屋コーポレート部門 財務チームリーダー 兼経理チームリーダー部長

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役武本俊夫、中村哲士、山本愛子、石原久美子の4氏は、社外取締役であります。
3. 監査役井手敬一朗、柳井孝之の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役柳井孝之氏は、他社の経理・財務に携わり、企業会計に関する知見を有しております。
5. 取締役武本俊夫、山本愛子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づき、当社が同取引所に届け出た独立役員であります。

6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 取締役の地位および担当が、次のとおり変更となりました。

氏 名	異 動 年 月 日	異 動 後	異 動 前
森 眞吾	2025年2月1日	常務取締役執行役員営業本部長 兼商品第二部長 兼物流担当部長	取締役執行役員 商品第一部長兼 生鮮食品部門長 兼物流担当部長
小坂 章壽	2025年2月1日	取締役	専務取締役執行役員営業本部長

(2) 2024年5月23日開催の第55回定時株主総会において、大内晃治氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

(3) 橋本克弘氏は2024年5月23日をもって、監査役を辞任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役の異動

小坂章壽氏は2025年3月2日をもって、取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役武本俊夫、取締役中村哲士、取締役山本愛子、取締役石原久美子の4氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための健全なインセンティブとして機能するよう報酬体系を設計し、個別の取締役の報酬の決定については、当社が定める役員報酬規程に基づき、各役位・職責を踏まえた適正な報酬水準とすることを基本方針といたします。なお、当方針は取締役会で決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については1992年5月28日開催の定時株主総会決議により130,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。決議当時の取締役13名)、監査役全員分の報酬限度額については1989年5月26日開催の定時株

主総会決議により30,000千円以内(決議当時の監査役3名)と定めております。各取締役の報酬額は、取締役会の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。上記の報酬限度額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対し、株式報酬制度を導入しております。本制度の報酬限度枠については、2017年5月26日開催の定時株主総会決議により50,000千円以内(決議当時の取締役5名)と定めております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬の水準については、当社の事業内容および経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における報酬水準等の指標との比較検証を行ううえで、代表取締役社長が、取締役の個人別の報酬等の内容を決定的こととしておりますので、取締役会は上記①の方針に沿うものと判断しております。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等については、2024年3月開催の取締役会にて代表取締役社長野口重明氏に一任することが決議され、報酬額を決定しております。なお、権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、監査役個々の報酬については2024年3月の監査役の協議にて決定しております。

④ 非金銭報酬等に関する事項

当社の取締役(社外取締役を除く。)の非金銭報酬は株式報酬であります。本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主のみならずと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社株式交付規程に基づき、1事業年度あたり20,000ポイント(1ポイント＝1株)を上限として取締役にポイントを付与するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役(社外取締役を除く。)	64,360	53,230	-	11,130	5
監査役(社外監査役を除く。)	6,600	6,600	-	-	2
社外取締役	2,040	2,040	-	-	3

(注) 1. 員数には、無報酬の役員を含んでおりません。

2. 取締役の報酬等の総額には、2017年5月26日開催の第48回定時株主総会決議に基づく取締役に對する株式報酬制度により、当事業年度分の役員株式給付引当金として費用計上した取締役5名11,130千円を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- イ. 取締役中村哲士氏は、当社の大株主である株式会社イトーヨーカ堂のフード&ドラッグ事業部総括マネジャーを兼職し、当社は同社との間に商品仕入に関する取引関係があります。
- ロ. 取締役山本愛子氏は、弁護士法人太陽綜合法律事務所の代表弁護士を兼職し、当社は同事務所との間に取引関係はありません。
- ハ. 取締役石原久美子氏は、株式会社天満屋の経営企画室百貨店事業担当兼重点施策推進200周年企画担当部長を兼職し、当社は同社との間に商品券等発行回収業務受託、商品供給業務受託、商品仕入および不動産賃貸借に関する取引関係があります。
- ニ. 監査役井手敬一郎氏は、株式会社天満屋の取締役百貨店事業本部副本部長兼コーポレート部門長兼重点施策推進DX推進担当を兼職し、当社は同社との間に商品券等発行回収業務受託、商品供給業務受託、商品仕入および不動産賃貸借に関する取引関係があります。
- ホ. 監査役柳井孝之氏は、株式会社天満屋のコーポレート部門財務チームリーダー兼経理チームリーダー部長を兼職し、当社は同社との間に商品券等発行回収業務受託、商品供給業務受託、商品仕入および不動産賃貸借に関する取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

- イ. 取締役武本俊夫氏は、取締役会16回のうち16回に出席し、税理士としての専門的な知見や豊富な経験と客観的かつ中立的な立場から、適宜、公正な意見の表明を行いました。
- ロ. 取締役中村哲士氏は、取締役会16回のうち16回に出席し、小売業に対する幅広い知識と豊富な経験から、適宜、公正な意見の表明を行いました。
- ハ. 取締役山本愛子氏は、取締役会16回のうち16回に出席し、弁護士としての専門的な知見や豊富な経験と客観的かつ中立的な立場から、適宜、公正な意見の表明を行いました。
- ニ. 取締役石原久美子氏は、取締役会16回のうち15回に出席し、小売業に対する幅広い知識と豊富な経験から、適宜、公正な意見の表明を行いました。
- ホ. 監査役井手敬一郎氏は、取締役会16回のうち15回、監査役会6回のうち6回に出席し、小売業に関する幅広い知識と客観的な視点から、適宜、公正な意見の表明を行いました。
- ヘ. 監査役柳井孝之氏は、取締役会16回のうち16回、監査役会6回のうち6回に出席し、小売業に関する幅広い知識と豊富な経験から、適宜、公正な意見の表明を行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

イースト・サン監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20,500千円 |
| ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の報酬等の額、監査担当者、その他監査契約の内容が適切であるかについて検討した結果、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合その他の事項を総合的に勘案し必要と認めた場合は、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針であります。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,620,630	流 動 負 債	11,748,686
現 金 及 び 預 金	571,768	支払手形及び買掛金	3,009,658
売 掛 金	1,533,005	電 子 記 録 債 務	402,030
商 品	1,666,265	短 期 借 入 金	2,700,000
貯 蔵 品	22,897	1 年 内 返 済 予 定 の	
そ の 他	1,826,692	長 期 借 入 金	1,121,799
固 定 資 産	36,429,412	リ ー ス 債 務	325,755
有 形 固 定 資 産	26,626,415	未 払 法 人 税 等	324,988
建 物 及 び 構 築 物	10,077,624	契 約 負 債	284,777
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	827,370	賞 与 引 当 金	122,538
工 具 、 器 具 及 び 備 品	549,143	そ の 他	3,457,140
土 地	14,360,648	固 定 負 債	3,962,462
リ ー ス 資 産	597,601	長 期 借 入 金	4,000
建 設 仮 勘 定	214,026	リ ー ス 債 務	380,253
無 形 固 定 資 産	2,964,371	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,170,270
の れ ん	455,005	役 員 株 式 給 付 引 当 金	56,934
借 地 権	2,168,796	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2,510
そ の 他	340,569	資 産 除 去 債 務	417,419
投 資 そ の 他 の 資 産	6,838,625	長 期 預 り 保 証 金	50,634
投 資 有 価 証 券	1,263,736	長 期 預 り 敷 金	1,624,880
差 入 保 証 金	1,513,009	繰 延 税 金 負 債	114,653
敷 金	3,211,822	そ の 他	140,905
繰 延 税 金 資 産	741,274	負 債 合 計	15,711,149
そ の 他	121,883	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△13,100	株 主 資 本	26,244,617
資 産 合 計	42,050,043	資 本 金	3,697,500
		資 本 剰 余 金	5,347,750
		利 益 剰 余 金	17,277,250
		自 己 株 式	△77,883
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	55,567
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	125,459
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△69,891
		非 支 配 株 主 持 分	38,708
		純 資 産 合 計	26,338,893
		負 債 純 資 産 合 計	42,050,043

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	55,407,788
売上原価	39,677,761
売上総利益	15,730,027
営業収入	3,272,259
営業総利益	19,002,286
販売費及び一般管理費	16,718,440
営業利益	2,283,846
営業外収益	
受取利息	2,566
受取配当金	77,518
補助金収入	39,079
協賛金収入	15,430
その他	34,528
営業外費用	
支払利息	36,416
その他	9,585
経常利益	2,406,966
特別利益	
固定資産売却益	20,905
投資有価証券売却益	59,542
特別損失	
固定資産除却損	60,120
減損損失	94,469
店舗閉鎖損失	55,754
支払補償費	9,650
税金等調整前当期純利益	2,267,420
法人税、住民税及び事業税	600,693
法人税等調整額	83,390
当期純利益	1,583,335
非支配株主に帰属する当期純利益	4,367
親会社株主に帰属する当期純利益	1,578,968

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,476,597	流 動 負 債	12,323,646
現 金 及 び 預 金	469,092	電 子 記 録 債 務	402,030
売 掛 金	1,068,895	買 掛 金	2,554,950
商 品	1,581,445	短 期 借 入 金	2,700,000
貯 蔵 品	22,836	関係会社短期借入金	1,329,000
関係会社短期貸付金	590,000	1 年 内 返 済 予 定 の	
そ の 他	1,744,328	長 期 借 入 金	1,121,799
固 定 資 産	35,251,861	リ ー ス 債 務	319,886
有 形 固 定 資 産	25,211,929	未 払 法 人 税 等	251,717
建 物	9,194,727	契 約 負 債	284,777
構 築 物	273,325	賞 与 引 当 金	105,820
機 械 及 び 装 置	655,501	そ の 他	3,253,666
工具、器具及び備品	502,881	固 定 負 債	3,636,575
土 地	13,938,659	長 期 借 入 金	4,000
リ ー ス 資 産	586,377	リ ー ス 債 務	373,785
建 設 仮 勘 定	60,456	退 職 給 付 引 当 金	954,180
無 形 固 定 資 産	2,503,121	役員株式給付引当金	56,934
借 地 権	2,168,796	利息返還損失引当金	2,510
ソ フ ト ウ ェ ア	216,166	資 産 除 去 債 務	409,079
施 設 利 用 権	118,157	長 期 預 り 保 証 金	52,880
投資その他の資産	7,536,811	長 期 預 り 敷 金	1,641,824
投資有価証券	1,245,007	そ の 他	141,380
関係会社株式	903,981	負 債 合 計	15,960,221
差 入 保 証 金	1,433,703	(純 資 産 の 部)	
敷 金	3,192,247	株 主 資 本	24,643,679
繰 延 税 金 資 産	663,621	資 本 金	3,697,500
そ の 他	110,649	資 本 剰 余 金	5,347,500
貸 倒 引 当 金	△12,400	資 本 準 備 金	5,347,500
資 産 合 計	40,728,459	利 益 剰 余 金	15,676,563
		利 益 準 備 金	114,511
		そ の 他 利 益 剰 余 金	15,562,051
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	253,255
		別 途 積 立 金	12,600,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,708,796
		自 己 株 式	△77,883
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	124,557
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	124,557
		純 資 産 合 計	24,768,237
		負 債 純 資 産 合 計	40,728,459

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		47,828,213
売 上 原 価		35,784,290
売 上 総 利 益		12,043,923
営 業 収 入		3,317,188
営 業 総 利 益		15,361,112
販売費及び一般管理費		13,436,442
営 業 利 益		1,924,669
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,678	
受 取 配 当 金	178,611	
補 助 金 収 入	38,292	
協 賛 金 収 入	6,600	
そ の 他	24,207	253,390
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,926	
そ の 他	5,442	47,369
経 常 利 益		2,130,691
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	20,825	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	59,542	80,367
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	54,664	
減 損 損 失	94,469	
店 舗 閉 鎖 損 失	55,754	
支 払 補 償 費	9,650	214,537
税 引 前 当 期 純 利 益		1,996,521
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	474,397	
法 人 税 等 調 整 額	75,397	549,794
当 期 純 利 益		1,446,727

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

株式会社天満屋ストア
取締役会 御中

イースト・サン監査法人
岡山県岡山市
指 定 社 員 公認会計士 太 田 洋 一
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 京 町 周 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社天満屋ストアの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社天満屋ストア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

株式会社天満屋ストア
取締役会 御中

イースト・サン監査法人

岡山県岡山市

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 太 田 洋 一

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 京 町 周 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社天満屋ストアの2024年3月1日から2025年2月28日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な店舗において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人イースト・サン監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人イースト・サン監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年4月11日

株式会社天満屋ストア 監査役会

常勤監査役 大 内 晃 治 (印)

社外監査役 井 手 敬一朗 (印)

社外監査役 柳 井 孝 之 (印)

以 上

株主総会会場 ご案内図

会 場

岡山市北区岡町13番16号

当社本部



交 通

J R 大元駅 徒歩約15分

岡山電気軌道清輝橋電停 徒歩約10分

岡電バス・両備バス清輝橋バス停
..... 徒歩約10分

岡電バス大学病院構内バス停
..... 徒歩約10分



※専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関のご利用をお願いいたします。